

○「検体測定室に関するガイドライン」新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 検体測定室の指針について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 測定項目 測定の項目については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号)第1条第1項各号に掲げる項目(同条第4項の規定により同条第1項第7号の規定による検査を行ったものとみなされる場合の項目を含む。)の範囲内とする。</p> <p>3～24 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>様式1～3 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 検体測定室の指針について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 測定項目 測定項目については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号)第1条第1項各号に掲げる項目の範囲内とする。</p> <p>3～24 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>様式1～3 (略)</p>